平成２９年（フ）第４８号
福岡市東区多の津５丁目５番８－104号
債務者　田中　勇一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０号
福岡市南区警弥郷１丁目10－18－406、住民票上の住所福岡市南区弥永団地３番1205号
債務者　樋口　望
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８号
福岡市南区屋形原３丁目43番２－607号
債務者　奥野　愛
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２号
福岡市東区多の津４丁目12番36号
債務者　田中　信明
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０号
福岡市南区長丘２丁目14番16号
債務者　松瀬　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２号
福岡市早良区原３丁目９番32号
債務者　江川　里美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１－605号
債務者　吉岡　惠子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１号
福岡市南区和田４丁目16番８－202号
債務者　鎌瀬　節子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５号
大分県日田市天瀬町桜竹738番地　戸ノ上特公賃住宅８号
債務者　太田　勇一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１８号
沖縄県那覇市字安里22番地　ハイツ山城Ⅱ30Ｅ
債務者　山内　礼子（旧姓奥浜）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６４号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地540　グレイス足崎203号
債務者　池田　尚由
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅２棟304号
債務者　石川　翔一
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
京都市左京区上高野石田町163番地　ドリーミーＫ102号室
債務者　富岡　知美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県高砂市伊保港町１丁目２番22号　南荘101、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀１丁目16番４号
債務者　寺崎　昌兼
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１号
兵庫県姫路市保城361－１　サニーパレス保城404、住民票上の住所兵庫県伊丹市伊丹８丁目１番10号
債務者　玉井　英範
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７号
松江市福原町695番地３
債務者　見崎　利枝
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
熊本市南区八幡５丁目４番15号　ハイツ福島203
債務者　江尻　菊美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市高麗町42番１号滝ビル306号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番４－704号
債務者　野添　雄三
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係